

天理市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

天理市長 並 河 健

天理市条例第39号

天理市火入れに関する条例の一部を改正する条例

天理市火入れに関する条例（平成12年5月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、又は強風注意報、乾燥注意報若しくは」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。